

旭川市生活困窮者就労訓練事業の認定等に関する実施要綱

1 趣旨

この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）に基づき、市長が生活困窮者就労訓練事業（以下「就労訓練事業」という。）の認定等を行うため必要な事項を定めるものである。

2 認定を行う主体

就労訓練事業を行う者の申請に基づき、市長が行う。

3 認定の対象

事業所ごとに認定を行うこととし、同一法人が、複数の事業所において異なる就労訓練事業を実施する場合は、当該事業所ごとに認定を行う。ただし、農産物の生産・加工・販売が一体的に実施されているなど、認定制度の趣旨に鑑み別々に認定を行う必要性が乏しいと判断される場合は、一括して認定することができるものとする。

4 認定基準

生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号。以下「規則」という。）第 21 条に基づき、以下のとおりとする。

（1）就労訓練事業者に関する要件（規則第 21 条第 1 号）

- ① 法人格を有すること。
- ② 就労訓練事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有すること。
- ③ 生活困窮者自立相談支援機関等のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること。
- ④ 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること。
- ⑤ 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 法その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者（「その他の社会福祉に関する法律」については、第 13 を参照すること）

イ 就労訓練事業の認定の取消しを受け、当該取消しの日から起算して 5 年を経過しない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下、この号において「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者

- エ 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）第 4 条第 1 項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者
 - オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者
 - カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
 - キ 破産者で復権を得ない者
 - ク 役員のうちアからキまでのいずれかに該当する者がある者
 - ケ 上記のほか、その行った就労訓練事業（過去 5 年以内に行ったものに限る。）に関して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により就労訓練事業を行わせることが不適切であると認められる者
- (2) 就労等の支援に関する要件（規則第 21 条第 2 号）
- 就労訓練事業を利用する生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労等の支援のため、次に掲げる措置を講じること。
- ① ②に掲げる就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置に係る責任者（就労支援担当者）を配置すること。
 - ② 就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置として、次に掲げるものを行うこと。
 - ア 就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する計画を策定すること。
 - イ 就労訓練事業を利用する生活困窮者の就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行うこと。
 - ウ 自立相談支援機関その他の関係者と連絡調整を行うこと。
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援について必要な措置を講じること。
- (3) 安全衛生に関する要件（規則第 21 条第 3 号）
- 就労訓練事業を利用する生活困窮者（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 9 条に規定する労働者を除く。）の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）の規定に準ずる取扱いをすること。
- (4) 災害補償に関する要件（規則第 21 条第 4 号）
- 就労訓練事業の利用に係る災害（労働基準法第 9 条に規定する労働者に係るものを除く。）が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること。

5 認定の申請

就労訓練事業の認定を受けようとする者は、規則第 20 条により、「生活困窮者就労訓練事業認定申請書」（規則様式第 2 号）（本要領において様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 認定申請書の記載事項

- ① 就労訓練事業を行う者（申請者）の名称
- ② 就労訓練事業を行う者の主たる事務所の所在地、連絡先
- ③ 就労訓練事業を行う者の法人の種別、所轄庁
- ④ 就労訓練事業を行う者の法人の代表者の氏名
- ⑤ 就労訓練事業が行われる事業所の名称
- ⑥ 就労訓練事業が行われる事業所の所在地、連絡先
- ⑦ 就労訓練事業が行われる事業所の責任者の氏名
- ⑧ 就労訓練事業の定員の数
- ⑨ 就労訓練事業の内容
- ⑩ 就労訓練事業における就労等の支援に関する措置の責任者の氏名

(2) 申請書に添付する書類（規則第 20 条の厚生労働省社会・援護局長が定める書類）

- ① 就労訓練事業を行う者の登記事項証明書
- ② 平面図や写真などの事業が行われる施設に関する書類（様式第 1 号の 2）
- ③ 事業所概要や組織図などの事業の運営体制に関する書類（様式第 1 号の 3）
- ④ 貸借対照表や収支計算書などの法人の財政的基盤に関する書類
- ⑤ 実施状況に関する情報の公開のための措置に係る書類（様式第 1 号の 4）
- ⑥ 就労訓練事業を行う者の役員名簿（様式第 1 号の 5）
- ⑦ 誓約書（様式第 1 号の 6）
- ⑧ 非雇用型の利用者が被った災害について加入する保険商品に関する資料（パンフレット、保険証書の写し等）
- ⑨ その他市長が必要と認める書類

6 認定等の決定

市長は、申請に係る就労訓練事業が、認定基準に適合していると認めるときは、認定を行う。この場合、認定番号を付番するとともに、申請者に対して、「生活困窮者就労訓練事業認定通知書」（様式第 2 号）を送付することにより、認定を行った旨を通知する。

認定を行わない場合は、申請者に対して、「生活困窮者就労訓練事業不認定通知書」（様式第 3 号）を送付することにより、その旨を通知する。

7 認定等の情報の提供

市長は、別に定める方法により、生活困窮者自立相談支援機関に、認定就労訓練事業の認定、変更及び廃止等に係る情報を提供するものとする。

8 事業の変更

認定就労訓練事業者（認定に係る就労訓練事業（以下「認定就労訓練事業」という。）を行う者。）は、規則第 22 条により、認定就労訓練事業について、5 の（1）に掲げる事項（⑤から⑦までに掲げる事項を除く。）に変更があった場合は速やかに変更のあった事項及び年月日を、5 の（1）の⑤から⑦までに掲げる事項について変更しようとする場合にはあらかじめその旨を、「認定生活困窮者就労訓練事業変更届」（事後届出事項については様式第 4 号、事前届出事項については様式第 5 号）により、市長へ届け出なければならない。

9 事業の廃止

認定就労訓練事業者は、認定就労訓練事業を行わなくなったときは、「認定生活困窮者就労訓練事業廃止届」（様式第 6 号）により、その旨を市長に届け出なければならない。

10 認定の取消

市長は、認定就労訓練事業が認定基準に適合しないものとなったと認めるときは、法第 16 条第 3 項に基づき、当該認定を取り消すことができる。

認定の取消を行った場合は、「生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書」（様式第 7 号）によりその旨を事業者に通知する。

11 報告徴収

市長は、法の施行に必要な限度において、認定就労訓練事業を行う者又は認定就労訓練事業を行っていた者に対し、法第 21 条第 2 項に基づき、報告を求めることができる。

報告徴収は、「報告徴収書」（様式第 8 号）により行うこととし、認定就労訓練事業者に対しても文書により報告を求めることとする。

なお、当該報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、30 万円以下の罰金に処するとされ（法第 29 条第 2 号）、法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人に関して当該違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても罰金刑が科せられる（法第 30 条）。

12 社会福祉事業との関係

認定就労訓練事業（常時保護を受ける者が 10 人に満たない認定就労訓練事業を除く。）は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項に規定される第 2 種社会福祉事業であり、第 2 種社会福祉事業として認定就労訓練事業を行う場合は、同法第 69 条各項の規定に基づき、事業の開始、変更又は廃止について、旭川市社会福祉法施行細則（平成 12 規則第 53 号）の様式第 13 号又は様式第 14 号により、市長へ届け出なければならない。

なお、事業の開始届を提出する際は、生活困窮者就労訓練事業認定通知書の写しを添付す

ること。

13 その他

4 (1) ⑤アの「その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律」とは、例えば、以下の法律が挙げられる。

- 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 213 号）
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）
- 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）
- 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
- 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）
- 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）
- 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- 精神保健福祉士法（平成 9 年法律第 131 号）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年 11 月法律第 123 号）
- 障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）
- 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 34 号）

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 11 月 28 日から施行し、平成 30 年 10 月 1 日から適用する。

生活困窮者就労訓練事業認定申請書

年 月 日

（宛先）旭川市長

（申請者）

主たる事業所
の所在地

名 称

代 表 者 の
職 ・ 氏 名

生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 16 条第 1 項の規定により生活困窮者就労訓練事業の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

生活困窮者就労訓練事業を行う者	名 称	(フリガナ)		
	主たる事務所の所在地及び連絡先	郵便番号		
		電話番号		F A X 番号
	法人の種別		法人所轄庁	
	代表者の氏名	(フリガナ)		
生活困窮者就労訓練事業が行われる事業所	名 称	(フリガナ)		
	所在地及び連絡先	郵便番号		
		電話番号		F A X 番号
	責任者の氏名	(フリガナ)		
生活困窮者就労訓練事業	利用定員の数			
	内 容			
	就労等の支援に関する措置に係る責任者(※)の氏名	(フリガナ)		

（※）生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）第 21 条第 2 号イに規定する責任者

平面図

事業所名	

(備考)

- ・ 各室の用途及び面積を記載してください。写真は必要に応じて添付してください(様式任意)。
(生活困窮者就労訓練事業を実施する部分。共用部分含む。)
- ・ 既存の図面など、別様式での提出でも差し支えありません。
- ・ 申請者の事業所のほか、協力事業所の活用を予定している場合は、以下に記載の上、協力事業所の平面図等も添付してください。

【協力事業所の概要】

法人(団体)名	協力事業所名	事業所所在地	事業実施方法の概要	受入予定人数

※別様式(上記内容を確認できるもの。)での提出でも差し支えありません。

運営体制に関する書類

事業所概要図及び組織図

事業所名	

(備考)

- ・ 既存の資料など，別様式での提出でも差し支えありません。
- ・ ボランティアの活用を予定している場合は，以下に記載してください。（事業への協力について承諾を得ている場合に限る。）

個人・団体の別 (団体の場合団体名)	人数	事業への協力方法

就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開の方法等

1 情報公開の方法

該当区分	方法
	法人のホームページなど、ウェブ上で公開
	その他（具体的な方法をいかに記載してください）

※該当区分欄は、該当する場合に「○」を記載してください。複数選択可。

2 情報公開する内容の概要

項目	概要
支援体制	
事業における作業の内容	
その他	

（備考）

- ・ 上記1，2とも、現時点の予定する内容で差し支えありません。
- ・ 別様式（必要な内容が確認できるもの）での提出でも差し支えありません。

役員名簿

(ふりがな) 氏名	生年月日	住所		就任年月日
	役職名	電話番号	FAX番号	
	年月日	〒		年月日
		TEL	FAX	
	年月日	〒		年月日
		TEL	FAX	
	年月日	〒		年月日
		TEL	FAX	
	年月日	〒		年月日
		TEL	FAX	
	年月日	〒		年月日
		TEL	FAX	
	年月日	〒		年月日
		TEL	FAX	
	年月日	〒		年月日
		TEL	FAX	
	年月日	〒		年月日
		TEL	FAX	

(備考)

- ・ 当該法人の役員について記載してください。上記内容が全て記載されている場合、別様式での提出でも差し支えありません。
- ・ 「役員」の範囲
- イ 業務を執行する社員・取締役・執行役又はこれらの準ずる者全員
 ※「準ずる者」とは、会社法で規定される社員（合名・合資・合同会社）、会社法で規定される取締役等（株式会社）、社会福祉法で規定される役員（社会福祉法人）、医療法に規定される役員（医療法人） など
- ロ 相談役、顧問等の名称の有無は問わず、イに掲げる者と同等以上の支配力を法人に対し有すると認められる者

誓 約 書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

(申請者)

主たる事業所
の所在地

名 称

代表者の
職・氏名

年 月 日付で行った生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第16条第1項の規定に基づく生活困窮者就労訓練事業の認定の申請について、下記のとおり誓約します。

記

- 1 提出する書類について事実と相違ないこと。
- 2 生活困窮者自立相談支援事業を行う者のあつせんに応じ生活困窮者を受け入れること（生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「規則」という。）第21条第1号ハ関係）。
- 3 生活困窮者就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること（規則第21条第1号ニ関係）。
- 4 規則第21条第1号ホ（1）から（9）までのいずれにも該当しない者であること。
- 5 生活困窮者就労訓練事業の利用者に対し、就労の機会を提供するとともに、規則第21条第2号イ、ロに掲げる就労等の支援のための措置を講じること。
- 6 生活困窮者就労訓練事業の利用者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者を除く。）の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定に準ずる取扱いをすること（規則第21条第3号関係）。
- 7 生活困窮者就労訓練事業の利用に係る災害（労働基準法第9条に規定する労働者に係るものを除く。）が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること（規則第21条第4号関係）。
- 8 「生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業の実施に関するガイドライン」を遵守すること。

(参考) 規則第21条第1号ホ

- (1) 生活困窮者自立支援法（以下「法」と言う。）その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- (2) 法第16条第3項の規定により同条第1項の認定の取消しを受け、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者
- (4) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条第1項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- (7) 破産者で復権を得ない者
- (8) 役員の中に（1）から（7）までのいずれかに該当する者がある者
- (9) （1）から（8）までに掲げる者のほか、その行った生活困窮者就労訓練事業（過去5年以内に行ったものに限る。）に関して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により生活困窮者就労訓練事業を行わせることが不適切であると認められる者

様

旭川市長

生活困窮者就労訓練事業認定通知書

年 月 日付で申請のあった生活困窮者就労訓練事業の認定の申請について、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 16 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり認定したので、通知します。

を認定 行 就 労 訓 練 事 業 者	名 称	
	主たる事務所の所在地	
	代表者の氏名	
う認定 事 業 所 行	名 称	
	所在地	
就認定 労 訓 練 事 業 者	利 用 定 員	
	内 容	

当該認定に 関する事項	認定年月日	年 月 日									
	認定番号										

(備考)

- 認定生活困窮者就労訓練事業を変更又は廃止する場合は、それぞれ変更届又は廃止届が必要となります。
- 第 2 種社会福祉事業として実施する場合、開始、変更又は廃止について、一か月以内に、それぞれ社会福祉法に基づく届出が必要となります。

様

旭川市長

生活困窮者就労訓練事業不認定通知書

年 月 日付で申請のあった生活困窮者就労訓練事業の認定の申請について、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第16条第2項の規定に基づく認定を行わないこととしましたので通知します。

申請者	名称	
	主たる事務所の所在地	
	代表者の氏名	
事業に係る	名称	
	所在地	
不認定となった理由		

認定生活困窮者就労訓練事業変更届（事後届出用）

年 月 日

（宛先）旭川市長

（申請者）

主たる事業所
の所在地

名 称

代表者の
職・氏名

認定生活困窮者就労訓練事業に係る届出事項を変更したので、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）第22条の規定に基づき、届け出ます。

変更に係る事業所の名称及び所在地	
	（事業所番号）
変更年月日	年 月 日

変更事項	変更の内容	
	（変更前）	（変更後）
認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の主たる事務所の所在地、連絡先及び代表者の氏名		
認定生活困窮者就労訓練事業の利用定員の数		
認定生活困窮者就労訓練事業の内容		
就労等の支援に関する措置に係る責任者の氏名		

（備考）

- ・ 変更のあった事項について、その変更の内容を記載すること。

認定生活困窮者就労訓練事業変更届（事前届出用）

年 月 日

（宛先）旭川市長

（申請者）

主たる事業所
の所在地

名 称

代表者の
職・氏名

認定生活困窮者就労訓練事業に係る届出事項を変更するので、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）第22条の規定に基づき、届け出ます。

変更に係る事業所の名称及び所在地	
	（事業所番号）
変更年月日	年 月 日

変更予定事項	変更予定の内容	
	（変更前）	（変更後）
認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の主たる事務所の所在地，連絡先及び代表者の氏名		

（備考）

- ・ 変更予定の内容を記載すること。

認定生活困窮者就労訓練事業廃止届

年 月 日

(宛先) 旭川市長

(申請者)

主たる事業所
の所在地

名 称

代 表 者 の
職 ・ 氏 名

認定生活困窮者就労訓練事業を廃止したので、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）第23条の規定に基づき、届け出ます。

廃止に係る事業所の名称及び所在地	
	(事業所番号)
廃止年月日	年 月 日

様

旭川市長

生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書

年 月 日付で行った生活困窮者就労訓練事業に係る認定について、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第16条第3項の規定により、次のとおり取消したので通知します。

認定就労訓練事業に係る者	名称	
	主たる事務所の所在地	
	代表者の氏名	
取消に係る認定就労訓練事業を行う事業所	名称	
	所在地	

取消に係る認定生活困窮者就労訓練事業	認定年月日	年 月 日									
	認定番号										
取消となった理由											
取消年月日	年 月 日										

様

旭川市長

報告徴収書

認定生活困窮者就労訓練事業について、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第21条第2項の規定に基づき、下記の通り報告を求めます。

本要求に対して、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、法第29条第2項の規定により処罰されることがあります。

報告を求める理由	
求める報告の内容	
報告の方法	報告内容を文書により作成し、（関係資料を添付して）提出すること。
報告の期限	年 月 日